

<放置自転車対策について>

放置自転車等の取り扱いにつきましては、これまで町条例に基づいて撤去等を行っていましたが、合併後においては次のとおりとなります。

[制度の概要]

(1) 放置禁止区域について

○新潟駅万代口周辺は、自転車等の放置禁止区域に指定しています。

・新潟駅を中心として半径約300mの範囲

○放置禁止区域内では、放置自転車等に警告札を取り付けてから概ね1～2時間後に撤去します。

(2) 放置禁止区域外について

○放置禁止区域外の道路、公園などの公共の場所及び自転車等駐車場内に長期間放置している自転車等は、毎年1～2回撤去します。

(3) 撤去保管手数料の徴収

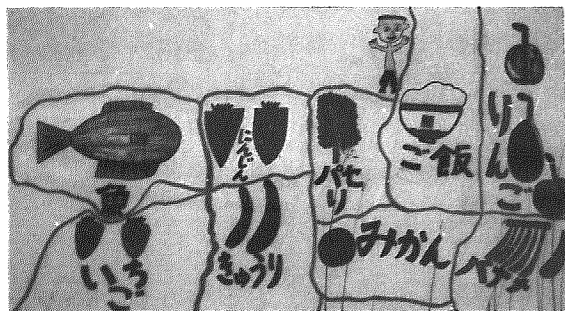
○撤去した自転車等を返還する際に、手数料を徴収します。

- ・自転車 1台 1,000円
- ・原動機付自転車 1台 1,500円

[合併に伴う特例措置]

合併後黒埼支所管内で撤去した自転車等を平成13年6月30日までに返還する場合には、経過措置として撤去保管手数料を徴収しません。

※ 問い合わせ：新潟市黒埼支所 市民課生活環境係



<農村環境改善センターについて>

平成13年1月1日から次のとおり一部変更になります。

(1)名称 新潟市黒埼農村環境改善センター

(2)開館時間 午前9時から午後10時まで

(3)休館日 ①平成13年1月1日から平成13年3月31日までは従来どおり毎週月曜日(祝日の場合、翌日)、年始(1月1日から1月3日まで)
②平成13年4月1日からは毎月第3木曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始(12月29日から1月3日まで)

(4)使用料 使用料は原則として徴収しませんが、営利を目的とする場合、または施設の目的以外に利用する場合に限って、下表に定める使用料を徴収します。

	午前 9:00～正午	午後 13:00～17:00	夜間 17:30～22:00	全日 9:00～22:00
多目的ホール	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円
大会議室 (集会室)	1,400	1,800	2,300	4,600
小会議室 (会議室)	400	500	600	1,300
大研修室 (視聴覚室)	900	1,200	1,500	3,000
小研修室 (農事研修室) (生活研修室)	500	700	900	1,700
料理実習室 (調理実習室)	500	700	900	1,700

() は従来の室名

<農業振興地域整備計画の変更について>

合併に伴い、農業振興地域整備促進協議会は新潟市に統合され、農業振興地域整備審議会として年4回の開催となります。

農振除外申請については、黒埼支所で、経由いたします。

問い合わせ先：黒埼支所 産業課 ☎377-3101

<農業委員会について>

農業委員会については、平成14年7月19日までは、名称を新潟市黒埼農業委員会とし、黒埼支所内で現行のまま存続します。その後(平成14年7月20日～)新潟市農業委員会として一本化されます。

農地法関係、農業者年金、農地関係諸証明等は、黒埼支所内の農業委員会事務局で対応いたします。